

明石市立藤江幼稚園消防避難器具すべり台改修修繕業務特記仕様書

1 修繕概要

修繕名称 明石市立藤江幼稚園消防避難器具すべり台改修修繕
場 所 明石市藤江235
期 間 契約の翌日から、令和6年9月10日（火）まで
概 要 消防避難器具すべり台側板の改修修繕

2 支払条件

完成後、一括支払い

3 特記事項

- (1) 受注者は、修繕にあたって、要求性能を確保できるよう施工方法・内容を十分確認し、また、施設の行事や安全対策等に十分配慮の上、施工を行うこと。
- (2) 修繕担当技術者は、修繕期間中、できる限り変更しないこと。
- (3) 万一、事故や苦情が発生した場合には、速やかに対応するとともに、対応内容を記録し、本市担当職員に報告すること。
- (4) 修繕着手前に敷地内外（敷地内の既存建物、近接建物、道路等の構造物など）の写真撮影を行い、修繕完成時に現状復旧が行われているか確認すること。
- (5) 修繕期間中は、足場材の搬入・組立及び解体・搬出時等において、必要に応じて交通誘導員を配置して、通行人の安全を確保すること。
- (6) 作業工程、仮設計画等の作成及び修繕作業にあたっては、関係部局と十分に事前打ち合わせを行い、施設の運営に支障が生じないように配慮すること。
- (7) 作業音、粉塵等が発生する作業については、事前に施設管理者と協議すること。
- (8) 原則として、日曜日、祝日及び夜間は作業を行わないこと。
- (9) 敷地内は、全面禁煙とする。
- (10) 本修繕を施工するにあたって、必要な用水・電力は施設より支給するものとする。
- (11) 関係法規、条例及び規則等を遵守し、必要に応じて届出や手続きを遅滞なく請負者が代行し、必要とする費用（手続き費、手数料等）はすべて請負者の負担とすること。
- (12) 施工期間中を通して保育所が使用を継続することから、こどもの往来の安全を確保すること。
- (13) 工事現場への車両の出入り時間や台数等の安全対策、騒音を伴う作業の実施日時等の施工計画について、着手前に幼稚園長及びこども育成室との間で十分に協議を行うこと。なお、曜日、時間及び車両台数の制約が相当かかることを想定すること。

4 修繕内容

- (1) 修繕範囲
別添図面による
- (2) 工法・施工
別添図面による